



# 月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043 (222) 7207 番

97.7.7 No. 4621

## 会社と御用組合の「着による

# 「配転の凍結」を糾弾!!

# 年休抑制、休日出勤、業務抑制など 御用組合を対置して闘おう!!

団交では、(1)会社は、前倒しが一件あるとして、国家試験の合格を前提とした事前通知後に不合格となったため、元に戻したというものであり、前倒しとはなりがたいものであること。

会社は冒頭、今回の異動の凍結で職場を混乱させたことは申し訳ないとしながら、別紙のような回答を読み上げたが、内容的には全く不誠実な対応となっている。

### 不誠実な回答

日刊動労千葉四六一八号で明らかにしたように、千葉支社当局は、革マルJR東労の横ヤリを受け入れ、事前通知の五日後に、「異動」を「保留」するという前代未聞の挙に出てきた。動労千葉は、直ちに嚴重な抗議を行なうとともに、「申二六号」をもって、緊急申し入れを行い、七月三日、団体交渉において会社と御用組合の癒着による配転のもてあそびを徹底的に糾弾した。

日刊動労千葉四六一八号で明らかにしたように、千葉支社当局は、革マルJR東労の横ヤリを受け入れ、事前通知の五日後に、「異動」を「保留」するという前代未聞の挙に出てきた。動労千葉は、直ちに嚴重な抗議を行なうとともに、「申二六号」をもって、緊急申し入れを行い、七月三日、団体交渉において会社と御用組合の癒着による配転のもてあそびを徹底的に糾弾した。

(2)会社は、退寮手続きを完了した者についてのみ、「申し訳ない」としているが、全員が転勤後の勤務先について家族や友人とあいさつや打合せを済ましており、様々な精神的、物質的打撃を受けていること。

(3)当該者の勤務を一カ月間「出勤予備」とすることの具体的な困難性。などについて明らかにし、当該者がいちばん不利益を受けにくい取り扱いを具体的に約束させた。

### 理由にならない「10月ダイヤ改の要員」

そして、何よりも会社が「10月ダイヤ改」の「要員面での不確定な要素が発生した」と主張していることのギマンを徹底的に暴き出し、この「異動の凍結」が革マルJR東労の横ヤリによるものであることを明らかにしていった。

①七月と一〇月の二回に人事異動を行なうことに何の困難性もないこと。

動労千葉申第26号(申入書)に対する回答及び見解

平成9年7月3日  
千葉支社

1 急遽異動を「保留」とした理由及び、「保留」とは如何なる扱いなのかを明らかにされたい。

秋に予定されているダイヤ改正の内容を検討してきた中で、要員面で不確定な要素が発生したことから、今回の異動を凍結したところである。今後の異動時期や人選については、要員数が決定了後に検討することとなる。

2 すでに勤務指定されている当該社員の勤務の扱いについて明らかにされたい。

異動が予定されていた社員の7月中の勤務については、予備勤務として取り扱うこととなる。

3 夏季輸送等の教育に支障をきたすと考えるがどうか。

今後予定されている運転士関係の教育では、DL乗務フォロー訓練が計画されているが、業務に必要な要員は確保しているところである。なお、DLフォロー訓練は、最盛期及び土休日を避けて実施するなど、必要な配慮を行って計画しているところである。

4 55才出向等で発生する欠員の補充を緊急に行うこと。

出向等により各区の要員状況に変動が見込まれる場合には、今後とも必要な調整を行って行く考えである。

②関係区の要員事情はJR貨物会社との受委託解消に伴う教育・訓練や出向、あるいは夏季輸送等による年休抑制がないように、適正に要員を配置するためには、七月に転勤操作を行なう方がベターであること。

③六月二〇日の段階で、JR東労役員が、六月二三日付事前通知と全く同じ配転内容を東労組の当該組合員に電話等で連絡していること。などを具体的に突きつけて追及していくことによつて、この「異動の凍結」の不当性、異常性が鮮明となったのである。

これを通告して団交を打ち切った。会社と御用組合の癒着による配転のもてあそびを許さず、徹底的に闘おう!

### 明白な御用組合との癒着

われわれは、1.このようなデタラメな配転のもてあそびをした会社の責任は明らかである。2.関係区にこの「異動の凍結」による年休抑制・休日出勤などの事態が発生したときは、具体的闘争を対置して闘う。